

(別紙3)

平成十五年三月環境省告示第十七号（土壤汚染対策法施行規則第五条第二項第二号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法）の一部を改正する件 新旧対照条文

○平成十五年三月環境省告示第十七号（土壤汚染対策法施行規則第五条第二項第二号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正		現行	
別表	別表	別表	別表
特定有害物質の種類	測定方法	特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
セレン及びその化合物	規格 K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレン及びその化合物	規格 K0102の67.2又は67.3に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
砒素及びその化合物	規格 K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	砒素及びその化合物	規格 K0102の61.2又は61.3に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格 K0102の34.1に定める方法又は規格 K0102の34.1c) (注⑥)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法	ふっ素及びその化合物	規格 K0102の34.1に定める方法又は水質環境基準告示付表6に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素及びその化合物	規格 K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	ほう素及びその化合物	規格 K0102の47.1若しくは47.3に定める方法

(略)	(略)	(略)	法又は水質環境基準告示付表7に掲げる方 法
(略)	(略)	(略)	